

## 試験申込書

受付 No. \_\_\_\_\_

◆裏面ご了承事項をご承諾の上、下記太枠内の該当事項にご記入、ご捺印および「□」を「■」または「レ」を入れてお申し込みください。

|  |  |
|--|--|
| 一般財団法人日本品質保証機構 御中  | 申込日 年 月 日  |
| 申込者：会社名 _____  | 担当者 _____  |
| 〒 _____  | 部署 _____   |
| 住 所 _____  | TEL           —   —  |
| 責任者 _____ 印 部署 _____   | E-mail _____   |
|  | FAX           —   —  |
|  | 携帯          —   —  |
| 試験品名： _____  |  |
|  | 数量          _____ 試料 _____   |
| 試験内容：試験項目：鋼の製品分析 適用規格：JIS G1253 準用（スパーク放電発光分光分析方法準用）                                   |  |
| 分析する成分を下記の表に✓チェックしてください。   |  |
| 種類   | 化学成分   |
|  | C   Si   Mn   P   S   Ni   Cr   Mo   Cu   Co   Ti   Al   Sn   B   N   Nb |
| 低合金  | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □  |
| SUS  | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □  |
| 工具   | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ — □ □ — □ —  |
| 成績書受取方法： <input type="checkbox"/> 引取 <input type="checkbox"/> 郵送                       |  |
| 他依頼事項（有料）： [試験品の処理 <input type="checkbox"/> 返却] <input type="checkbox"/> 成績書（副） _____部 |  |
| 通信欄（写真の詳細・他）：  |  |

|      |         |   |
|------|---------|---|
| 試験料金 | 試験料金    | 円 |
|      | 成績書（写）部 | 円 |
|      | その他：    | 円 |
|      | （小計）    | 円 |
|      | 消費税     | 円 |
|      | 合計      | 円 |

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 最終検証者 | データ検証者 | 試験担当者 |
|       |        |       |
|       | 受入検証者  | 受付担当者 |
|       |        |       |

## 試験のお申し込みに関する了承事項

依頼試験をお申し込みされるお客さまへ

この試験は、お客さまが指定する適用規格、試験条件および試験方法等に基づき、当機構が実施するものです。

下記の事項をご確認の上、ご了承いただけましたら申込書をご提出ください。

(お申し込みについて)

- (1)当機構は、お客さまに申込書をご提出いただいた後、納期を提示、あるいは必要に応じて見積書を発行いたします。納期あるいは見積書の内容をご了承いただけましたら、当機構まで供試品および資料（以下総称して「供試品等」という）をお持ちください。なお、納期および見積書に記載する料金等は、標準工程に基づくものであり、試験の進行状況によっては変更することがありますので予めご了承ください。
- (2)ご提出いただいた供試品等について、試験業務終了後に返却をご希望される場合は、お申し込み時にあらかじめお申し出ください。
- (3)納期とは、持込においては引取可能日であり、輸送業者使用の場合は、当機構発送日とします。

(お申し込みの取消等)

2. お客さまにおいて、以下の事項の一つにでも該当する場合、当機構の判断でお申し込みを受け付けないこと、また一旦受け付けたお申し込みを取り消すことがあります。なお、原則として、一旦受け付けたお申し込みを取り消す場合、料金につきましてはそれまでの実費を請求させていただきます。
  - ①お申し込みが、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
  - ②お客さまが本了承事項 12. に違反した場合。なお、この場合、当機構は、当該取消しによりお客さまが被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとし、また、当該取消しにより当機構に損害が生じたときは、お客さまはその損害を賠償するものとします。
  - ③お客さまにおいて、資産、信用状態が悪化またはそのおそれがある場合。
  - ④当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
  - ⑤その他お申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。

(申込内容の変更)

3. 申込書ご提出後、お客さまにおいてその内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にて当機構にご提出ください。この場合、料金、納期等が変更となる場合があります。また、当機構が試験の目的を達成するために試験内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、納期等について改めて協議させていただきます。

(お申し込みの取り下げ)

4. お申し込みを取り下げる場合は、その旨を文書にて当機構にご提出ください。料金につきましては、それまでの実費を請求させていただきます。

(製造所等への立ち入り)

5. (1)実地調査が必要な場合は、当機構の職員が製造所等に立ち入り、必要な調査を実施いたします。  
(2)実地調査を行う場合、当機構の職員が立ち入る可能性のある場所について、安全の確保および立ち入り禁止場所の指示を行っていただきますようお願いいたします。なお、専ら当機構の職員の不注意による場合を除き、当機構の職員が何らかの危害・損害を受けた場合には、当機構はお客さまに対してそれにより当機構が被った損害の賠償を求めることがあります。

(試験成績書)

6. (1)試験成績書には、必要に応じて次の①～④の内容を記載いたします。
  - ①この試験は、申込者の依頼に基づく適用規格、試験条件および試験方法で、当機構が実施したものです。
  - ②試験成績書は、提供された試験品（供試品）についてのみ、試験を実施した結果であり、同一の個々の販売用製品について適用されるものではありません。
  - ③試験成績書の内容を、一般消費者向けの宣伝等の目的には利用することは出来ません。試験の内容または結果の公表、もしくは試験成績書の転載または一部分の複製を希望するときは、事前に当機構の承認を受けてください。
  - ④その他当機構が必要と判断した事項。(2)電子試験成績書（以下「電子成績書」という）を発行した場合において、発行した電子成績書の内容に修正が必要となったときは、当機構は、修正後の電子成績書（以下「新電子成績書」という）を発行します。当機構が新電子成績書を発行したときは、お客さまは、お客さまの責任において、修正前の電子成績書（以下「旧電子成績書」という）を譲渡または交付した利用者全てに旧電子成績書の利用停止、および新電子成績書を利用することを通知するものとします。

(損害賠償)

7. (1)当機構が、試験の履行に関し、当機構の責に帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、当機構はお客さまに対して直接的かつ現実的に生じた通常の損害（逸失利益、特別損害、間接利益を含まない。）についてのみ賠償するものとし、その上限額は、試験料金相当額とします。  
(2)前項にかかわらず、以下の事項に該当する場合、当機構はその責を負わないものとします。
  - ①天災地変、その他不可抗力により、試験業務の履行および試験成績書の発行ができなくなった場合、当機構はその責を負わないものとします。
  - ②供試品等の輸送中に生じた損害については、当機構はその責を負わないものとします。なお、保険を掛ける場合の保険料は、お客さまのご負担となります。

(支払方法)

8. 当機構は、試験業務終了後、請求書を発行いたします。お客さまは、請求書受領後、30日以内に現金または小切手を当機構窓口にお支払いいただくか、請求書に記載の指定銀行口座にお振込みください。なお、銀行振込による手数料は、お客さまのご負担となります。

(異議・苦情申し立て)

9. 試験結果に関する異議または試験業務に関する苦情は、文書により当機構にお申し出ください。当機構において異議または苦情の内容を調査または審議し、当機構が必要であると判断した場合には、お客さまに対し文書で回答させていただきます。

(不適合事項の判明)

10. 試験成績書発行後、試験の適用基準に関する不適合事項が判明した場合の製品および製造所等の改修、改善および修理等の費用はお客さまのご負担となります。

(機密保持)

11. 当機構は、試験業務を遂行する上で知り得たお客さまの業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。ただし、以下の場合には当機構の判断で第三者に開示することがございます。
  - ①当機構がISO/IEC17025等の審査を受ける際に審査機関に対し申込書等を審査資料として開示する場合。
  - ②法令または官公署からの命令・要請があった場合。

(反社会的勢力の排除)

12. (1)お客さまは、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）および以下の事項のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること(2)お客さまは、自らまたは第三者を利用して、以下の事項のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当機構の信用を毀損し、または当機構の業務を妨害する行為
  - ⑤その他各号に準ずる行為

(個人情報の取り扱い)

13. お客さまの個人情報は、試験業務の実施に係る連絡、調整ならびに当機構が実施しております他の業務や新規業務の案内、市場調査およびそれら業務に係る各種情報の提供に限り利用させていただきます。

(その他)

14. 本了承事項に記載のない事項または疑義が生じた事項については、お客さまと当機構で協議の上、解決にあたるものとします。

## 記入要領

1. 試験申込に際して、代表者の記名捺印が困難な場合は、業務上委任を受けている責任者の記名捺印でお申し込みください。
2. 試験成績書、供試品、請求書等の送付先が申込者と異なる場合は、送付先の住所、電話番号、担当者名等を通信欄にご記入ください。

## 一般財団法人日本品質保証機構 建設材関係試験業務実施事業所

|                             |   |                                  |  |
|-----------------------------|---|----------------------------------|--|
| 関東マテリアルテクノ 試験所              | 〒140-0011 東京都品川区東大井 1-8-12<br>TEL 03-3474-2525 FAX 03-3474-3021 | 関東マテリアルテクノ 試験所<br>横浜試験室          | 〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽 174-2<br>TEL 045-534-0180 FAX 045-534-0181  |
| 中部試験センター<br>名古屋マテリアルテクノ 試験所 | 〒481-0043 愛知県北名古屋市中村沖浦 39<br>TEL 0568-24-2204 FAX 0568-24-1630  | 中部試験センター<br>名古屋マテリアルテクノ 試験所 南試験室 | 〒459-8001 愛知県名古屋市中村区大高町字川添 83<br>TEL 052-622-5046 FAX 052-622-5106 |
| 関西試験センター                    | 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-8-19<br>TEL 072-966-7200 FAX 072-966-7160 | 九州試験所                            | 〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣 3-2-33<br>TEL 0942-48-7785 FAX 0942-48-7789   |